

第百十八号議案

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の二条を加える。

（就業環境の整備）

第七条の二 保護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第七条の三 保護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 保護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 保護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第八条に次の一項を加える。

3 保護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならぬ。

第十七条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講じるよう努めなければならぬ」を「規則で定める措置を講じなければならぬ」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年八月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第七条の三の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならぬ」とあるのは「講ずるよう努めなければならぬ」と、同条第二項中「実施しなければならぬ」とあるのは「実施するよう努めなければならぬ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十七条第二項（改正後の条例第二十五条、第三十一条（改正後の条例第四十条において準用する場合を含む。）及び第三十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第十七条第二項中「講じなければならぬ」とあるのは「講ずるよう努めなければならぬ」とする。

(提案理由)

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（令和三年厚生労働省令第八十号）の施行による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生

省令第十八号)の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。